

報告第3号

令和5年度岬町健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、下記のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

岬町長 田 代 堯

記

（単位：％）

実 質 赤 字 比 率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将 来 負 担 比 率
— (15.00)	— (20.00)	11.6 (25.0)	107.0 (350.0)

（注）

1. 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表記しています。
2. 本町の早期健全化基準を括弧内に記載しています。

令和 5 年度 岬町財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。各比率とも早期健全化基準を下回っているものの、今後も引き続き、健全な財政運営に努められたい。

記

健全化判断比率	令和 5 年度 (%)	早期健全化基準 (%)
①実質赤字比率	—	1 5 . 0 0
②連結実質赤字比率	—	2 0 . 0 0
③実質公債費比率	1 1 . 6	2 5 . 0
④将来負担比率	1 0 7 . 0	3 5 0 . 0

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表記しています。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計と公営事業会計以外の特別会計（以下「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、一般会計等の実質赤字額を標準財政規模で除して算定される。令和 5 年度における本町の一般会計等の実質収支額は 8 0 , 5 9 7 千円の黒字であることから、実質赤字は生じておらず、早期健全化基準である 1 5 . 0 0 % を下回っている。

今後も引き続き、健全な財政運営に努められたい。

②連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、財産区特別会計を除く全会計を対象とした実質赤字又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、一般会計等の実質赤字額に公営事業会計の実質赤字額及び資金の不足額を加えた連結実質赤字額を標準財政規模で除して算定される。令和 5 年度における本町の連結実質収支額は 7 7 , 4 8 1 千円の黒字であることから、連結実質赤字は生じてお

らず、早期健全化基準の20.00%を下回っている。

今後も引き続き、健全な財政運営に努められたい。

③実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの等の準元利償還金を元利償還金に加え、これを標準財政規模で除して得た数の3カ年平均となる。令和5年度の実質公債費比率は、令和3年度から令和5年度の3カ年平均で11.6%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

今後も引き続き、健全な財政運営に努められたい。

④将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、地方債残高や退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額等の将来負担を標準財政規模で除して算定する。

令和5年度の将来負担比率は107.0%となっており、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

今後も引き続き、健全な財政運営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。